

# 新成長戦略実現 2011（骨子）（案）

## 1 前文（別紙）

- 施策を実施していくに当たっての成長戦略の基本的な考え方について記述
- 新成長戦略実現会議の役割について記述
- これまでの新成長戦略実現会議の成果を概観

## 2 マクロ経済運営について

- 新成長戦略に掲げたマクロ経済運営について、マクロ経済目標の下、経済見通しや中長期試算を踏まえて検証しつつ、課題克服に向けた取組を記述。

## 3 2010年の主要な成果

- 各府省への調査等に基づき、2010年の主要な成果を月次順で記述。その際、具体的な効果を数値で盛り込む
- 成果が国民に分かりやすく伝わるように記載

### 【主要な成果の例】

#### 6月～9月

- 「新成長戦略」の閣議決定
- 中国人向け個人観光査証の発給要件を緩和
- 「新成長戦略実現会議」の設置
- 「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」の決定

#### 10月

- ベトナムの原子力発電所プラントの受注に成功
- 羽田空港の24時間国際拠点空港化の実現
- 日印EPA交渉の完了
- 「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」の決定

## 11月

- 「包括的経済連携に関する基本方針」の取りまとめ
- アジア太平洋経済協力会議（APEC）会合においてアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）実現に向けた首脳宣言を採択
- 日米オープンスカイ協定の発効
- 「日本国内投資促進プログラム」の策定

## 12月

- パッケージ型インフラ海外展開関係閣僚会合決定
- 平成23年度税制改正大綱の決定
- 平成23年度予算の編成
- 金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプランの取りまとめ
- 地球温暖化対策に係る主要3施策の取りまとめ

## 4 2011年に見込まれる主要な成果と課題

- 各府省への調査・ヒアリング等に基づき、21の国家戦略プロジェクトを中心に、2011年に見込まれる主要な成果を記述  
（単なる制度改正やプランの策定等にとどまらず、その制度改正等により、具体的にどのようなことが可能となるのかを記述）
- あわせて、当該成果を達成するに当たっての課題を記載
- 新成長戦略実行計画（工程表）に照らした平成22年度末のフォローアップの実施（3月～4月）について記述

### 【見込まれる主要な成果の例】（今後検討を進め内容を深化）

#### （1）環境・エネルギー関係

- 全量買取方式の固定価格買取制度の導入
- 森林経営計画制度、フォレスター制度等の導入

#### （2）健康関係

- 「医療滞在ビザ」の創設
- 医療の実用化促進のための医療機関の選定制度の導入
- 外国人患者受入れのための医療機関認証制度の導入

(3) アジア経済関係

- アジア諸国とのオープンスカイ開始
- 出入国管理におけるポイント制の導入
- アジア本社と R&D 拠点の立地促進制度の導入、「アジア拠点化・対日直接投資促進プログラム（仮称）」の策定

(4) 観光・地域活性化関係

- 「総合特区制度」導入及び対象地域の指定
- PFI 制度におけるコンセッション方式の導入
- 中小企業の起業・転業促進のためのファンド事業の運用弾力化
- 食と農林漁業の再生に係る基本方針及び行動計画の策定

(5) 科学・技術・情報通信関係

- 第4期科学技術基本計画の策定
- デジタルコンテンツの利用に係る著作権制度の見直し

(6) 雇用・人材関係

- 子ども・子育て新システム
- 新しい求職者支援制度の創設

(7) 金融関係

- 外国企業等による英文開示の範囲拡大、コミットメント契約の適用対象拡大等の規制改革 等

## 「新成長戦略実現 2011」の前文案

### 1 新成長戦略の実行 2 年目に当たって

#### (1) 成長戦略の考え方

我が国の経済は、バブル崩壊以後の 20 年間、低迷を続け、閉塞状態を脱却することができていない。この閉塞状態を打ち破り、「元気が出る日本を復活させる」ために、新成長戦略は存在する。

新成長戦略実現会議としては、新成長戦略は、以下の基本的な考え方に従って実行されるべきものとする。

第一に、環境配慮や高齢化など従来我が国の成長にとって隘路と捉えられてきたものを成長の機会と捉え直し、その解決を通じて成長を達成する。

すなわち、20 世紀型の成長モデルでは、経済成長と環境・社会保障とが緊張関係にあるのに対し、21 世紀型の成長モデルでは、これらが補完・強化し合う。こうした成長のパラダイムシフトは、日本のみならず世界全体で発生している。日本は、課題解決のフロントランナーとしての地位を維持・強化することによって成長を実現する。

第二に、世界の成長センターであるアジアの中に我が国があることを最大限活用する。

すなわち、20 世紀型の成長モデルでは、先進国が新興国の廉価な資源に依拠していたが、21 世紀型の成長モデルでは、先進国が新興国の成長のエネルギーを取り込んでいくことが重要となる。民の活力と官の大胆な政策展開の協働により、新興国の発展に貢献し、その成果を享受できる世界の中の日本を実現する成長モデルを構築する。

第三に、個々の地域が創意と工夫を活かし、地域が有する特色を最大限発揮する。

すなわち、20世紀型の成長モデルでは、政府の介入と市場の放任という2つの手法が角を突き合わせていた。21世紀型の成長モデルでは、官民学労、NPO等の多様な主体間での密接なコミュニケーションが推進力となる。国だけでなく個々の地域においても密接なコミュニケーションを行い、そこから生まれる地域の発意を成長に換える成長モデルを構築する。

こうした考え方を踏まえつつ、マクロ経済運営においては「成長と雇用」を最大のテーマとし、需要が拡大していく分野を中心に雇用を増やし経済成長の要としていく政策に重点を置き、デフレ脱却と持続的な成長を実現する。また、技術開発、人材育成、雇用、金融といった要素分野においても、予算、税制、規制・制度改革の「選択と集中」を実現する。

## (2) 新成長戦略実現会議の役割

昨年9月に発足した新成長戦略実現会議は、新成長戦略を大胆に推進し、これを必ず実現するべく設置された組織である。これまで6回に渡り、10を超える議題について討議を行ってきた。

実現会議は、新成長戦略に示された目標を実現し、そのための施策を確実に実行・加速化するための司令塔として、以下の役割を果たす組織である。

### ① 政策課題の設定

府省横断的な取組が必要なものや制度の創設・見直しを伴うものなど、実現会議で議論すべき政策課題を的確に設定する。

### ② 検討の方向性の提示

①の政策課題について、官民学労の知見を採り入れて、政府における検討の方向性を示す。

### ③ 政府の取組の後押し

①及び②に加えて、政府の取組状況を検証し、政府の取組に遅滞や障害が生じた場合には、民の発想も踏まえつつ、その課題解決に向けた手法を提示するなど、政府の取組を後押ししていく。

あわせて、総理が議長であるという実現会議の位置付けにかんがみ、政治のリーダーシップによる政策実行を推進していく。

このような実現会議が果たす機能は、新成長戦略の加速に向けた取組を行う 2011 年においても必要不可欠であり、引き続き実現会議を中心に新成長戦略に掲げられた目標の実現に向けて議論を進めていく。

### (3) これまでの成果

実現会議が発足してから約 4 か月間という短期間ではあったが、特に重要な政策課題に注力して精力的に討議をしてきた結果、2010 年においては、主に以下の 3 点について、政府の取組を推進することができた。

#### ① 「国を開き、未来を拓く」ための取組の促進

実現会議においては、アジア太平洋諸国と成長と繁栄を共有するための環境を整備するに当たっては、EPA/FTA が重要との認識を示した。これを受けて、政府においては、「包括的経済連携に関する基本方針」を策定し、これまでの姿勢から大きく踏み込み、世界の潮流からみて遜色のない高いレベルの経済連携を進めるとともに、それに必要となる競争力強化等の抜本的な国内改革を先行的に推進することとした。また、横浜で開催された APEC 会合において、我が国として「国を開き、未来を拓く」ことを明確に打ち出し、アジア太平洋地域と共に成長の道を歩んでいくとのメッセージを積極的に出すことができた。これは、APEC が FTAAP 構築に向けた具体的道筋を定める上でも有意義であった。さらに、パッケージ型インフラ海外展開についても、政府一体となって、海外展開を図る事業者を強力に支援する取組を後押しできた。この結果、ベトナムの原子力発電所の受注など既に目に見える形で成果が表れている。

## ② 景気・雇用動向を踏まえた新成長戦略に基づくマクロ経済政策の実施

実現会議においては、円高や海外経済の減速による景気の下振れリスク等の状況に応じて、新成長戦略の前倒し、実現・加速を含む強力かつ総合的な政策努力を行うことが必要との認識を示した。政府においては、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」を矢継ぎ早に決定し、新成長戦略の実現に資する予備費の活用（ステップ1）や補正予算の編成等（ステップ2）を行った。さらに、ステップ3として、平成23年度予算編成において新成長戦略実現のための重点的な配分を行うなどした。

## ③ 成長に向けた税制改正及び制度的枠組みの構築

実現会議においては、新成長戦略の一環として、国際競争力強化や地域活性化のための制度・規制改革や、企業の競争力強化や外資系企業の立地促進のための国内投資の促進が必要であるとの認識を示した。これを受けて、政府は、総合特区制度の創設など所要の制度・規制改革を進め、国内投資促進円卓会議において「日本国内投資促進プログラム」を策定した。

また、平成23年度税制改正大綱において、国税と地方税を合わせた法人実効税率の5%引下げ、中小法人に対する軽減税率の引下げ、総合特区・アジア拠点化推進のための税制上の優遇措置、環境関連投資促進税制、雇用促進税制、市民公益税制等が盛り込まれた。